

富山県PTA連合会 諸規定

会則第29条に基づき諸規定を次のように定める。

第1章 役員選考規定

第1条 会則第11条第1項の規定による役員の選考はこの規定の定めるところによって行う。

第2条 役員候補者の選考に関する事務を処理するため役員選考委員会をおく。

第3条 役員選考委員会は第9条で定めるブロック代表各1名及び役員の代表1名をもって構成する。

第4条 役員の選考は次のとおりとする。

(1)会長、副会長、委員長、運営専務、会計専務、監事の各候補者は、県内小・中学校等に所属するPTA会員で、各地区協議会(連合会)と第9条に定める各ブロックより推薦があった者を役員選考委員会で資格を確認し、選考する。

(2)監事は会長選出以外の各ブロックより1名を選出する。

(3)役員は、原則理事以外とする。

第5条 会長の選出は次のとおりとする。

(1)会長は、原則単位PTA会長・地区協議会(連合会)会長・当会役員経験者の中から選出する。

(2)毎年9月の役員会で役員選考委員会を立ち上げ、11月の役員会で選考を審議し、11月の理事会で承認(内定)を得る。

(3)選考にあたって役員選考委員会は、各地区協議会(連合会)に対し次年度会長候補者推薦書を送付し、推薦書を受理した後、次年度会長候補者を審議する。

第6条 副会長の選出は次のとおりとする。

(1)副会長は、第9条に定めるブロックより各1名及び会長指名により(女性代表1名を含む)10名程度、小・中学校長会代表各1名とする。

(2)会長は、副会長の中から職務代行を1名指名する。

第7条 委員長、運営専務、会計専務の選出は次のとおりとする。

(1)委員長、運営専務、会計専務は、各地区協議会(連合会)より推薦があった者で会長がこれを委嘱する。

第8条 次年度役員予定者は、役員選考委員長が役員会で報告し理事会で承認を得て、総会で審議を得る。

第9条 役員及び選考委員の選出ブロックは、次のとおりとする。

「魚津」(朝日町P連・入善町P連・黒部市P連・魚津市P連)

「富山」(滑川市P連・上市町P連・立山区域P連・富山市P連)

「高岡」(射水市P連・高岡市P連・氷見市P連)

「砺波」(小矢部市P連・砺波市P連・南砺市P連)

第2章 顧問・参与・アドバイザー選出規定

第10条 顧問、参与の選出は次のとおりとする。

(1)顧問は、直前会長または歴代会長から選出することができる。

(2)参与は、役員経験者から選出することができる。

第11条 アドバイザーの選出は次のとおりとする。

(1)アドバイザーは、本会の活動を理解し特に豊かな経験と所見を有する者で、理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

(2)アドバイザーの任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

(3)アドバイザーは、本会主催事業及び役員会、理事会、委員会等に出席することができる。

第12条 顧問、参与、アドバイザーの職務は次のとおりとする。

(1)顧問:役員会の総括的な指導・助言を行う。

(2)参与:専門的な分野において指導・助言を行う。但し無給。

(3)アドバイザー:専門的な分野において指導・助言を行う。有給。

第3章 理事選出規定

第13条 会則第12条の規定による理事の選出はこの規定に定めるところによって行う。

第14条 理事は県内小・中学校等に所属する単位 PTA 会員であり、地区協議会(連合会)会長に加えその推薦者とする。

第15条 地区協議会(連合会)会長を除く理事の数は下表による。

項目 区分	所属会員数	理事数
1	1～ 5,000	1 名
2	5,001～10,000	2 名
3	10,001～20,000	3 名
4	20,001以上	4 名

第16条 複数の理事を選出する地区協議会(連合会)は、その中に女性理事を含める。

第17条 小・中学校長会の理事は、第9条に定める選出ブロックより1名とする。

第4章 役員会規定

第18条 会則第14条の規定による役員会はこの規定の定めるところによって行う。

第19条 役員会は、会則第9条の役員・事務局長・事務局員・オブザーバーによって、構成される。

2. 事務局員・オブザーバーは事前に事務局長に報告し、会長が認めた者とする。

3. 役員会の開催は、原則月1回とする。

第20条 役員会の役割は次のとおりとする。

(1)協議事項・審議事項・報告事項・その他を協議し監事講評を受ける。

(2)各委員会より立案された事業の協議・審議事項を承認する。

(3)会則第14条の規定による総会事項等を立案し、理事会に提出し承認を受ける。

第5章 委員会規定

第21条 会則第16条の規定による委員会はこの規定の定めるところによって行う。

第22条 委員会は、各年度の方針により必要な委員会と委員会数を設けることができる。

2. 次年度会長を中心に当該年度役員によって、次年度委員会名と委員会数を審議する。

3. 2月の理事会にて、承認(内定)を得る。

第23条 委員会は、専門委員会と特別委員会とする。

2. 専門委員会は、専門委員及び特別委員会は、特別委員によって構成し、委員長は、役員より会長が委嘱し副委員長は委員より互選する。

第24条 各委員会は必要に応じ開催し、各委員会任務に基づく事業を計画実施する。

2. 各委員会の委員は、原則として単位PTAまたは地区PTAの役員とし、所属PTAの推薦により、会長がこれを委嘱する。

3. 各委員会は、それぞれの所掌事項について調査研究し、本会の主催する各種事業の立案及び実施に携わる。

4. 各委員会は、役員会にて担当事業の協議・審議を得なければならない。

第25条 特別委員会は、会長・理事より要請があった時、設けることができる。

第6章 委員選出規定

第26条 会則第17条の規定による委員の選出はこの規定の定めるところによって行う。

第27条 専門委員の選出は、次のとおりとする。

(1)専門委員は、県内小・中学校に所属する単位 PTA 会員であり、地区協議会(連合会)会長が推薦する者とする。

(2)専門委員の出向期間は、原則1年とする。ただし再任をさまたげない。

(3)専門委員に欠員が生じた時は、地区協議会(連合会)より補充し、補充委員の任期は、前任者の在任期間とする。

第28条 各専門委員会は、委員長推薦1～3名、魚津ブロック2名、富山ブロック3名、高岡ブロック2名、砺波ブロック2名の委員で構成する。

第29条 会長推薦により専門委員を加えることができる。

- 第30条 会長推薦の専門委員は、次のとおりとする。
(1)委員会活動の推進に協力できる者とする。
(2)各委員会3名以内を会長が委嘱できるものとする。
- 第31条 教師代表の委員は、第9条に定めるブロックより、原則として各2名とする。
- 第32条 特別委員会の特別委員の選出については役員会で協議し、地区協議会(連合会)より推薦を受けた者とする。
- 第7章 会議規定
- 第33条 会則第18条第2項の規定による会議はこの規定の定めるところによって行う。
- 第34条 会長は、必要に応じて正副会長会議を設けることができる。
2. その他必要に応じて諸会議を開催できる。
- 第35条 会長は、地区協議会(連合会)会長会議を設けることができる。
- 第8章 会費規定
- 第36条 会則第24条の規定による会員数割会費及び均等割会費及び納入方法に関する事項はこの規定の定めるところによって行う。
- 第37条 会員数割会費は、1 会員年額130円とし6月末まで会費納入書に必要事項を明記し事務局まで振込・または持参し納入する。
2. 児童・生徒数×年額1会員10円を(公社)日本PTA全国協議会会費として、納入する。
- 第38条 会員数割会費の変更及び均等割会費については、必要に応じて役員会で協議し、理事会にて審議・承認を得て、総会で審議・承認を得る。
- 第9章 表彰規定
- 第39条 会則第27条2項に規定する被表彰者の選考に関する事項はこの規定の定めるところによって行う。
- 第40条 会則第27条に定める被表彰団体は次の事項のうち特に功績が顕著な者とする。
(1)組織運営
(2)学校、家庭及び地域社会における教育の振興
(3)校外生活指導
(4)教育環境の改善充実
(5)その他、他の模範となるPTA活動
- 第41条 会則第27条に定める被表彰者(個人)は、次のとおりとする。
(1)本会の役員を3年以上勤めた者で、前条に定めた事項のうち特に功績顕著な者。
(2)単位PTA会長又は副会長を通算して5年以上勤め、地区協議会(連合会)に出向し役員の経験をした者で、前条に定めた事項のうち特に功績顕著な者。
(3)その他必要と認めた者。
- 第42条 表彰者(個人及び団体)の選定は、地区協議会(連合会)会長の推薦書に基づき、表彰選考委員会において選考する。
- 第43条 表彰選考委員会は会長、副会長、運営専務、会計専務、委員長で構成する。
- 第10章 旅費・会議参加経費規定
- 第44条 本会役員の、本会会務に係る旅費・会議参加経費に関する事項はこの規定の定めるところによって行う。
- 第45条 本規定でいう旅費・会議参加経費とは、次のものをいう。
(1)本会会務への参加交通費
(2)本会会務への会議参加経費(WEB会議参加に係る通信料等)
2. 前項に係らず、日本PTA全国協議会主催行事、本会総会及び会の主催者において旅費が支給される場合には、旅費は支給しない。

第46条 旅費・会議参加経費支給基準は、次のとおりとする。

(1)交通費は、公共交通機関(JRなど)による運賃を基準に作成された下表をもとに支給する。

朝日町	1,700円	富山市	500円
入善町	1,500円	射水市	600円
黒部市	1,400円	高岡市	800円
魚津市	1,000円	氷見市	1,300円
滑川市	700円	小矢部市	1,200円
上市町	600円	砺波市	1,000円
立山区域	600円	南砺市	1,500円

(2)その他、特別に必要な性が認められる交通費は会長の判断による。

(3)会議参加経費として、WEB会議の参加者に1回500円を支給することができる。

第11章 慶弔規定

第47条 会則第28条の規定による慶弔はこの規定の定めるところによって行う。

第48条 事務局長・局員が結婚・出産の場合には、次の祝金を贈呈する。

(1)婚儀に際しては、祝金として10,000円を贈る。

(2)出産に際しては、祝金として10,000円を贈る。

配偶者の出産に際しても、祝金として10,000円を贈る。

第49条 役員・事務局長・局員が死亡したときは、次の香料等を贈る。

(1)役員が死亡の場合、10,000円と花輪等を贈る。

(2)事務局長・局員が死亡の場合、10,000円を贈る。

(3)役員・事務局長・局員の父母・配偶者・子死亡の場合、5,000円を贈る。

第50条 各種団体関係者、もしくはその家族の死亡にあつては、必要に応じ正副会長・事務局で協議の上、弔意を表す。

第51条 役員・事務局長・局員が負傷・病気により、20日以上入院のときは、5,000円の見舞金もしくはこれに相当する物品を贈り、本会代表者が見舞う。

第52条 役員・事務局長・局員が、火災・自然災害を受けたときは、協議の上、見舞金を贈る。

第12章 会計規則

第53条 会則第23条第1項の規定による会計規則はこの規定の定めるところによって行う。

第54条 この規則は、本会の目的を達成するため必要な事業活動にかかる収支について適用する。

第55条 本会の経理は、会則及び規則の定めによる。

第56条 会計区分は、次のとおりとする。

(1)一般会計

(2)特別会計

(3)基金会計

2. 事業遂行上、一般会計から区分することが必要な場合は、特別会計及び基金会計を設けて行うものとする。

第57条 本会の会計年度は、会則の定める、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第58条 本会の経理は、一般会計、特別会計、基金会計ごとに区別して、収支決算を行うものとする。

第59条 経理責任者は、会計専務とし、会長が指名し総会の承認を得なければならない。

第60条 経理担当者は、事務局職員とし、経理責任者の指示に従って経理事務を担当する。

第61条 この規則に定めない経理処理については、経理責任者が理事会の承認を得て行うものとする。

第62条 収支予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数をもって表示し、収支の合理的な規制を行うとともに、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第63条 収支予算は、毎会計年度開始前に会長が事業計画に基づき作成し、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

第64条 やむを得ない理由により、総会を開催できない場合は、理事会の議決をもって収支予算を補正することができる。ただし、収支予算を超過する収入の範囲内に限る。

第65条 予算編成がやむを得ない理由により遅延したときは、予想される一定期間について、理事会の議決を経て前年度予算の範囲で暫定予算として執行し、次の総会にて承認を得なければならない。

- 第66条 特定の特別会計を設ける場合は、次の各号を明確にし、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。
- (1)名称
 - (2)使用目的
 - (3)財源
 - (4)限度額
- 第67条 予算は会長が執行する。ただし、経理責任者又は経理担当者に対し、その執行を委任することができる。
- 第68条 事業費の使用は会長が執行する。ただし、予算科目外の支出を行う場合は、理事会の議決を経てこれを執行し、次の総会にて承認を得なければならない。
- 第69条 理事会が必要と認めた委員会事業に関する予算については、予算執行前に役員会の承認を得なければならない。
- 第70条 会長は、資金を安全に管理しなければならない。
- 第71条 会長は、経理責任者又は経理担当者に対し、入金及び支払いの承認事項を委任することができる。
- 第72条 一般会計又は特別会計に属する収入に限り、本会名義の領収書を発行することができる。
- 第73条 各委員会へ割当てられた事業予算の執行は、副会長(各委員会担当)及び委員会委員長が担当する。
- 第74条 経理責任者は、年度終了後速やかに決算報告書を作成し、会長に提出しなければならない。
2. 決算報告書は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。
- 第75条 決算報告書の作成に係る財務諸表の体系、様式、用語及び記載事項については、本会の慣行を十分に尊重しなければならない。
- 第76条 収支決算書の決算科目は、予算科目に従うものとする。
- 第77条 理事会において承認された各委員会事業の決算は、事業終了後、速やかに経理責任者の承認を経て役員会の承認を得なければならない。
- 第78条 金銭出納帳、会計帳簿及び領収書等は、整理し事業年度終了後10年間保存しなければならない。
- 第79条 監事の監査対象は、一般会計及び特別会計、基金会計とする。
2. 監事は、本会の会計を随時監査しなければならない。
3. 監事は、役員会、理事会及び総会において、監査結果を報告しなければならない。

附則

この規定は、旧規定を全面改正し、平成26年6月7日から施行する。

平成26年11月12日	会則 第29条	附則1役員選考規定の一部改正
	会則 第29条	附則3理事選出規定の一部改正
	会則 第29条	附則6委員選出規定の一部改正
平成27年2月13日	会則 第29条	附則1役員選考規定の一部改正
	会則 第29条	附則9表彰規定の一部改正
平成28年5月19日	会則 第29条	附則1役員選考規定の一部改正
平成29年2月15日	会則 第29条	附則1役員選考規定の一部改正
平成30年2月14日	会則 第29条	附則12会計規則の一部改正
令和3年11月17日	会則 第29条	附則1役員選考規定の一部改正
	会則 第29条	附則1委員会規定の一部改正
	会則 第29条	附則1委員選出規定の一部改正
	会則 第29条	附則1旅費規定の一部改正

別表

1. 団体表彰推薦書には次の事項を記入する。
 - (1)名称・所在地・会長名・設立年月日
 - (2)組織及び沿革
 - (3)運営の重点、活動状況
 - (4)実績顕著と認める事項(表彰規定第40条に該当する項目を明示する)
 - (5)その他参考事項
2. 個人表彰推薦書には次の事項を記入する。
 - (1)現住所・職業・氏名・生年月日
 - (2)経歴及び賞罰
 - (3)功労及び篤行顕著と認める事項(表彰規定特に第40条に該当する項目を明示する)
 - (4)その他参考事項